

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を発令しました。

記

被 処 分 者	(1) 氏 名 (2) 所 属 中京消防署 (3) 年齢・性別 33歳・男性 (4) 職種・階級 消防吏員・消防士長
処分発令日	令和6年6月12日
処分内容	免職
事 案 概 要	被処分者は、令和6年5月10日（金）午前9時29分頃、京都市南区のコンビニエンスストアにおいて、景品（ステッカー）23枚を万引きしたところを、窃盗の容疑で現行犯逮捕されたもの。 被処分者は、消防局監察員による事情聴取において、上記の窃盗行為を認め、さらに、同年4月頃から、市内のコンビニエンスストアにおいて、景品の窃盗行為を30回から40回程度行っていたことを認めた。